

せいそう 速報 労働者

2019年11月7日
No. 1145
東京清掃労働組合
企画・総務局

不当な勧告に対する抗議要請行動を実施

11月7日（木）15時30分より特別区人事委員会に対して今年度3度目となる要請行動を行いました。特別区人事委員会は、昨年の勧告で、月例給9,671円という常軌を逸した引下げ勧告を行いました。その原因が、行政系人事・給与制度の改正による「一過性の歪み」であることから、公民比較方法の見直しを求めてきました。



今年度においては、人事院の勧告が出される前に特別区人事委員会に対し、改めて公民比較方法の見直しを求める要請を行い、さらに、9月5日には、各地連・一組総支部の代表者とともに公民比較方法等の見直し・改善を求めてきました。それにもかかわらず、今年度も特別区人事委員会は、月例給2,235円の大幅なマイナス勧告を行いました。

わが組合は、特別区人事委員会に対しする抗議要請行動を行い、行政系人事・給与制度の改正による職層構成比の「一過性の歪み」が解消されるまでの間、事実上の降任・降格者を公民比較対象者から外すべきだったこと。極端な引下げ勧告は、特別区職員の生活を脅かすこと。高齢層職員の将来に対する不安が増大していること。若年層職員については、「子どもを持つことに躊躇している」ことや「家庭を持つことをあきらめている」などの声が多く上がっていることを訴え、今後は、23区に働く職員が納得のできる勧告を行うよう求めました。

2019年11月7日

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 中里 保夫



2019年特別区人事委員会勧告に対する抗議要請

10月21日に貴委員会が23区各区長と23区議会議長に対して行った、「職員の給与等に関する報告及び勧告」は、一時金について、年間の支給月数が0.15月の引上げとなっているものの、月例給については、平均0.58%、額にして2,235円の引下げとしています。

職員の平均年間給与は、約2万2千円増となるとしていますが、大幅な月例給の引下げは、民間企業における賃金改善状況、国や多くの政令市及び県人事委員会による引上げもしくは据置とする勧告が出される中で、「均衡の原則」を無視した勧告と言わざるを得ません。

昨年及び今年的大幅な月例給の引下げ勧告は、皆さんが主導した、行政系人事・給与制度の改正による職層構成比の「一過性の歪み」が原因とされています。本来であれば、この「一過性の歪み」が解消されるまでの間、事実上の降任・降格者を公民比較対象から外して比較を行うべきだったと考えます。

仮に、各区の努力により「一過性の歪み」が解消された際には、これまでのマイナス較差がプラスへと転じるはずですが、その時の社会情勢により、他団体がマイナス勧告に転じていた場合、皆さんは堂々と23区のみを引上げを勧告することができるでしょうか。

極端な引下げ勧告は、23区職員の生活を脅かすのはもちろんのこと、その年度に退職する職員の将来設計に大きな影響を及ぼします。相次ぐ退職金の引下げや年金支給額が目減りとあわせて、「年金だけでは、老後の生活資金が2千万円不足する」との報道を受け、高齢層職員の将来に対する不安は増大しています。しかし、この間皆さん方は、高齢期雇用制度について傍観してきたにすぎません。

本年の勧告では、国をはじめとした多くの都市が、有為な人材を確保するために初任給や若年層賃金についての引上げを勧告しています。それに対して、特別区は給料月額を据置くととどめています。これでは、他団体との初任給較差は増すばかりで、将来の23区を背負う有為な人材は獲得できません。

職場においては、若年層の職員から、「現在の賃金では子供を持つことを躊躇する」、「家庭を持つこともあきらめている」といった声も聞かれます。中には、採用後数か月で「この賃金では、生活できない」として退職した職員もいます。

有為な人材を確保するためには、魅力ある職場でなければなりません。その要因の一つに賃金水準が含まれることは紛れもない事実です。

特別区人事委員会委員長談話の中で、勧告制度は、住民から支持される適正な給与水準を保証するものとして、各特別区の議会及び区長に対し、「給与勧告制度の意義に深いご理解をいただき、勧告の通り実施されるよう望みます。」との要望とあわせて、職員に対しては「区民からの信頼に応えるべく、全体の奉仕者として、強い使命感と誇りをもって一層職務に精励し、自らの職責を十分に果たされるよう期待します。」と述べられています。

職員の給与等を、議会や区民に説明する責任を負うのは、区長をはじめとした23区です。また、区民に納得してもらうために、23区の職員は日々強い使命感と誇りをもって職務に精励しております。

貴委員会におかれましては、地方公務員の労働基本権制約の代償措置機関としての役割を果たし、今後は23区に働く職員が納得できる勧告をされるよう要請いたします。

以上